

# 必要書類

以下の書類をご提出ください（原本とある書類には代表者印が必要です）。

## ■紙申請の場合

### 【個別輸出承認申請】

1. 輸出承認申請書（原本**両面**） 2部
2. 輸出承認申請内容明細書（原本） 1部  
※最終需要者一覧表（最終需要者が複数存在する場合） 1部
3. 輸出契約書、又は輸出契約を証するに足る書類（写し） 1部
4. 混合物の場合、成分表等（写し） 1部
5. 厚生労働省の麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書（写し） 1部
6. 厚生労働省への麻薬向精神薬原料輸出届（写し） 1部  
※以下のいずれかを輸出する場合  
①無水酢酸、②エルゴタミン及びその塩類、③過マンガン酸カリウム  
④エルゴメトリン及びその塩類、⑤ピペロナル、⑥サフロール、  
⑦N-アセチルアトラネル酸及びその塩類、⑧イソサフロール、  
⑨リゼルギン酸及びその塩類、⑩3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノール
7. 輸出承認取得実績一覧表 1部
8. 顧客リスト※バルク輸出における最終需要者が複数存在する場合（原本） 2部
9. その他必要に応じて委任状等の書類

### 【内容変更申請】

1. 輸出内容等訂正（変更）願（原本） 2部
2. 発給済の輸出承認証（原本及び写し（両面）） 各1部
3. 変更が行われたことを確認できる書類と変更前の書類 各1部
4. その他必要に応じて委任状等の書類

## ■電子申請の場合

### 【個別輸出承認申請】

1. 輸出契約書、又は輸出契約を証するに足る書類 1部
2. 混合物の場合、成分表等 1部
3. 厚生労働省の麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書 1部
4. 厚生労働省への麻薬向精神薬原料輸出届（上記紙申請 6.参照） 1部
5. 輸出承認取得実績一覧表（承認番号のみ）
6. 顧客リスト※バルク輸出における最終需要者が複数存在する場合（原本） 2部  
※顧客リストの提出は、電子申請未対応となっているため、別途郵送か窓口へ事前に提出していただくこととなります。

### 【内容変更申請】

1. 変更が行われたことを確認できる書類 1部

# 注意事項

## 【個別輸出承認申請】

### 1. 輸出承認申請書

記載例をご覧ください。

### 2. 輸出承認申請内容明細書

記載例をご覧ください。

なお、最終需要者が複数存在する場合は「最終需要者一覧表（別紙様式1-②）」を使用してください。（最終需要者一覧表を使用する場合、輸出承認申請内容明細書内6.最終需要者欄は「最終需要者一覧表のとおり」としてください）

### 3. 輸出契約書、又は輸出契約を証するに足る書類

輸出者と輸入者（買主）の間で交わされた契約書（写し）を提出してください。

（注）契約書とは、輸出承認申請書に記載される取引の事実について確認できる書類であって、契約書の他、注文書等を含みます。

### 4. 成分表

輸出する貨物が混合物の場合は、製造業者（メーカー）名・商品名（貨物名）・規制物質名・規制物質の含有量が明示されているもの（製造業者の社名、もしくは内容について確認を行った者の名前等があるもの）を提出してください。製品安全データシート（MSDS）で成分等が確認できれば代用は可能とします。

なお、成分表等に記載されている商品名（貨物名）と輸出契約書に記載されている商品名（貨物名）が違う場合は、輸出承認申請内容明細書内8.その他欄に同一である旨、記載してください。

### 5. 厚生労働省の麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の27の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写しを提出してください。

ただし、今回輸出申請をする規制物質について過去に輸出承認実績があり、前回の輸出申請時までに提出した当該届出について有効期間内で、記載された事項に変更がない場合は提出が不要となります（なお、上記確認に時間を要する場合等は、申請毎に提出することも可能です。）

（注）麻薬向精神薬原料は、厚生労働省所管法律（麻薬及び向精神薬取締法）で、業として輸出入を行う者、特定麻薬向精神薬原料を製造する者には、業務

の届出が義務づけられています。地方厚生労働局麻薬取締部発行の業務届受理証明書がなければ輸出入の際、通関手続きができません。特例等もあることから、詳しい手続き方法については最寄りの地方厚生労働局までお問い合わせください。

## 6. 厚生労働省への麻薬向精神薬原料輸出届

輸出する貨物が、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）第1条に掲げる特定麻薬向精神薬原料（注）の場合は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の30第1項の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写しを提出してください。

（注）特定麻薬向精神薬原料は下記のとおりです。

- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| ・無水酢酸               | ・エルゴタミン及びその塩類              |
| ・過マンガン酸カリウム         | ・エルゴメトリン及びその塩類             |
| ・ピペロナール             | ・サフロール                     |
| ・N-アセチルアトラニル酸及びその塩類 | ・イソサフロール                   |
| ・リゼルギン酸及びその塩類       | ・3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノール |

## 7. 顧客リスト

バルク輸出（買主が現地でストックし、最終需要者（顧客）に販売するもの）のため、最終需要者が複数存在する場合は事前又は輸出申請時に登録を行うことにより、次回の輸出申請時以降、複数の最終需要者情報の記載が不要となります。

なお、輸出申請時に最終需要者の特定が困難な場合に限り、想定される最終需要者を登録することができます。ただし登録後、輸出を行う前後においてリストに変更が生じた場合は新たに登録が必要となります。

顧客リストの登録方法等は下記のとおりとなります。

- ①事前又は輸出申請時に顧客リストの原本を2部提出（経済産業省で登録後、1部申請者に返却いたします）してください。郵送でも可能です。
- ②登録後の輸出申請において、規制物質、買主、買主以降の商品流通経路及び最終需要者が顧客リストと同一である場合は、返却された顧客リストに付番された登録年月日と登録番号を、輸出承認申請内容明細書の最終需要者欄に記載をしてください。
- ③登録された顧客リストの内容に変更（想定された最終需要者以外に販売を行った、社名や住所が変更された）等が生じた場合には、新たに顧客リストを登録して下さい。事後登録も可能となります。

（変更が必要な内容は下記のとおり）

- (1) 規制物質名
- (2) 買主の名称及び所在地
- (3) 買主以降の商品流通経路

- (4) 最終需要者及び使用予定工場等の名称及び所在地
- (5) 貨物の使用目的及び使用方法等

## 8. 輸出承認取得実績一覧表

過去に同一の買主・荷受人・規制物質の輸出承認を取得した実績がある場合は提出してください。

商品名（貨物名）が違う場合であっても、同じ規制物質であれば実績一覧表に入れてください。

（注）電子申請の場合、必要情報は「承認番号」のみとなります。提出様式・方法は、下記のいずれかとなります。

- ①従来の別紙様式3の利用（申請者名と承認番号以外は空欄でも可能）
- ②自由様式
- ③電子申請画面の「申請理由」欄へ承認番号を直接記載(直近の6件程度)

## 9. その他必要に応じて委任状等の書類

輸出承認の申請者は、輸出しようとしている者本人（法人の場合は代表者）が原則ですが、輸出しようとする者の代理者が輸出申請を行う場合は委任状を提出してください。

（注）複数回委任者が輸出申請をする場合

委任状を経済産業省へ登録することによって、登録後は原本の提出は不要となります。登録方法は下記のとおりとなります。

- ①初回輸出申請時に委任状の原本を2部提出（経済産業省で受領印を押印した後、1部申請者に返却いたします）してください。
- ②2回目の輸出申請時以降は、返却された原本の写しを輸出申請毎提出してください。

なお、委任状の内容に変更があった場合は、再度登録が必要となります。

### 【内容変更申請】

輸出内容等訂正（変更）願は、既に発給された輸出承認証の有効期限内において、内容に変更や訂正が生じた場合に行います。輸出承認証における記載事項に変更が生じた場合は、下記書類を提出してください。

## 1. 輸出内容等訂正（変更）願

記載方法は下記のとおりとなります。

### ①「申請者」欄

会社名、代表者役職・氏名、住所、電話番号を記載のうえ、代表者印を押印してください。

（代表者以外の者が申請者となる場合は「委任状」を添付してください）

### ②「原許可又は承認番号」欄

発給済み輸出承認証の番号（右上に表示された T—CH—から始まる承認番号）を記載してください。

③「原許可、原承認の内容」欄

変更される原承認の内容（原承認証に記載されている単価、数量等）

④「訂正（変更）の内容」欄

変更後の内容（新単価、有効期限の延長等）

既に通関済みの貨物がある場合は、出荷済みの単価・数量と未出荷の単価・数量が明確に分かるように記載してください。その場合、総数量・総額も変更となるので注意してください。

⑤「理由」欄

当該変更が生じた具体的な理由を記載してください。

（例：市場価格の変動により、買主との契約において輸出単価の変更を行ったため等）

2. 変更が行われたことを確認できる書類

①単価変更や有効期限の延長等、輸出契約の記載事項にかかる内容の変更  
変更前、変更後の輸出契約書の写しを提出して下さい（電子申請の場合は変更前の輸出契約書は必要ありません）。

②申請者、買主、荷受人等の社名や住所変更

プレスリリース等、変更されたことを確認できる書類を提出してください。

③その他

変更されたことが確認できる書類を提出してください

（注）申請者の代表者名の変更等は変更申請を要しません。